

**公益財団法人長寿科学振興財団**  
**令和5年度長寿科学研究者支援事業「長生きを喜べる長寿社会実現研究支援」**  
**公募説明会質疑応答議事録（6月17日開催分）**

**事前質問回答**

**質問1：**

国内外に渡っての研究計画は可能でしょうか？

**回答1：**

国内外に渡っての研究計画は可能です。

**質問2：**

A,Bステージの助成率を教えてください。

**回答2：**

A,Bステージの助成率は設けておりません。

**質問3：**

2021年度の募集との違い、21年度の応募結果の確認法、21年度採択課題の詳細・進捗・22年度募集との関係について教えてください。

**回答3：**

- 2021年度の募集との違いはありません。
- 応募結果については提案者にメールおよび通知文書を郵送にてお知らせします。
- 2021年度の採択プロジェクトについては財団ホームページで公開しております。

**質問4：**

本事業によって得られた知的財産の所属については採択された案件ごとに判断ということになりますが、大まかなガイドラインだけでもお示し頂けますでしょうか？

**回答4：**

知的財産の帰属につきましては、公募要領17ページ(3) 知的財産の取り扱いについて記載していますとおり、採択案件ごとに協議のうえ決定します。

**質問5：**

Bという「開発された課題解決方法」とはどの程度のレベルまで達しているイメージなのかをもう少し詳しく知りたいです。

**回答5：**

対象者に対し課題解決方法を実験的に実装・検証を進められるレベルを求めています。

**質問 6 :**

サプリメント開発など是对応可能でしょうか？

**回答 6 :**

本事業は主課題を実現するための課題解決となるものであれば、提案の内容を制限するものではありません。

**質問 7 :**

応募に際して所属する団体の長の承認とありますが、大学の場合は学部長等でも可能でしょうか。

**回答 7 :**

提案者が所属する組織としてプロジェクトを実施することを承認できるお立場であれば「総長（学長）」の他、「学部長」、「研究科長」、「病院長」など部局長でも構いません。

**質問 8 :**

探索研究、実装研究、社会実装の流れについて、規模感を確認させてください。  
当方としては、ある自治体(岡山市)の取り組みをベースにテーマに向けたシステム探索をしていき、県域への展開をも見据え、市レベル、中山間地域自治体をモデルにし、その課題と地域性を勘案しても成り立つシステム造りが A ステージであると理解しています。実装ステージは、このシステムを実際に自治体・民間が住民の生活支援の中で活用し、ステークホルダーの役割分担が明確になり自治体としての実装評価・報告が出来る状態と考えています。社会実装は、自立が確認できることがポイントで、展開は、本システムの県域、瀬戸内海全域の自治体への水平展開と考えています。この流れでよいでしょうか。

**回答 8 :**

流れ、規模感について問題ないと思います。

**質問 9 :**

当方の組織からの申請をし、産学官でテーマに取り組みますが、このような体制でよろしいでしょうか。

**回答 9 :**

提案者の要件を満たしていれば、産学官の体制でテーマを組むことに問題はありません。

**質問 10 :**

いくつかの関連ある活動をパッケージに出来たらと考えております。全体として見れば探索研究ステージかもしれませんが、個別には実装研究の領域に入るものが出てくる可能性があります。その場合はどのステージを選択すれば良いでしょうか。

**回答 10 :**

プロジェクト全体の構想を実現するのに最適なステージを選択ください。

**質問 1 1 :**

本研究は様々な主体との協働が求められていますが、学術団体ではない企業やフリーランスで事業に取り組んでいる主体なども協働研究者として位置づけても良いのでしょうか。

**回答 1 1 :**

- プロジェクトリーダーの構想を実現する上で必要なプロジェクトに参加する方々に対し、所属団体の制限は設けておりません。
- 共同プロジェクトグループはプロジェクトリーダーから助成金を配分受け、執行することが可能です。配分を受けて助成金を執行するには事務処理要領第 5 条の内容（事務処理要領 P2～P3）が整備された団体であることが求められます。
- フリーランスの方（個人）が協働される場合は、プロジェクトチームまたは共同プロジェクトグループに配属するか、プロジェクト協力者として参加ください。

**質問 1 2 :**

感染症対策も対象になりますでしょうか。

**回答 1 2 :**

本事業は主課題を実現するための課題解決となるものであれば、提案の内容を制限するものではありません。

**質問 1 3 :**

個人ですが無理ですか？

**回答 1 3 :**

個人からのご提案は受け付けておりません。ご提案に際しては応募要件（公募要領 P8～P9）を満たす必要があります。

**質問 1 4 :**

公募要領に「主課題を実現するための課題解決となる以下のキーワードを組み合わせるプロジェクトを提案してください。」とありますが、4つ示されているキーワードの全てを組み合わせる必要がありますでしょうか。1つもしくは2つのキーワードに基づく提案でも支障ございませんでしょうか。

**回答 1 4 :**

キーワードの数に制限はありません。1つでも4つでも構いません。また、全てのキーワードが組み合わせられた提案が評価されるものではありません。

**質問 1 5 :**

地域における高齢者の健康づくりに興味を持っています。市役所の高齢介護課などの行政とタッグを組んで、現在地域で推奨されている健康づくり運動の内容の検討を研究テーマにしたいと考えています。よって、助成事業として A ステージから申し込んでもよいのでしょうか。

**回答 15 :**

B ステージへ応募するための最低必要条件は課題解決方法の試作版の完成です。ご提案のプロジェクトの価値が対象者に対し実証・検証ができる試作版として完成している場合は B ステージへの応募が可能となります。一方、既存の取組みに新要素を追加するなどして新たな価値を創造するプロジェクトであれば A ステージからの提案となります。

**質問 16 :**

未病に関し新しく鍼灸の経絡をもちいた皮膚刺激を[デルマヨガ]として開発しインストラクター養成を目指しシニア層に発信し健康講座を開催し啓蒙します。この取組みが医療費削減に繋がり要介護にならない健康寿命の延伸を目指しています。この取組みを申請する時、どのステージの申し込みが適切かを教えて下さい。よろしくお願い申し上げます。

**回答 16 :**

B ステージへ応募するための最低必要条件は課題解決方法の試作版の完成です。ご提案のプロジェクトの価値が対象者に対し実証・検証ができる試作版として完成している場合は B ステージへの応募が可能となります。一方、プロジェクトの価値が実証・検証ができる段階ではなければ A ステージからの応募となります。

**質問 17 :**

今回の「長生きを喜べる長寿社会」で期待される優先事項について教えて頂ければと思います。長寿の問題点として、①健康・疾患リスク（癌・認知症）②身体的な能力劣化・要介護③生活力（費用を稼ぐ）④幸福感・価値観⑤社会的な関係性など考えられますが、高齢化と共に何が一番解決すべき優先課題なのでしょうか？楽しくを実現するには、①～③あたりは必須の感じがしますが、④や⑤も重要な気がします。現在進めている「健康改善増進プログラム」の社会実装という観点では、①と②あたりがターゲットとなりますが、総合的に幸福と感じて貰う提案にするには、何か追加して考える必要がある様にも思いますが、一方で、自分達の領域外への対応を上手く組み込むアイデアが欲しいと思います。

**回答 17 :**

本事業において主課題およびキーワード、期待する成果物や効果において優先事項は設けておりません。

主課題の実現するための課題解決となるプロジェクトを受付け、①社会的インパクトがあるか②持続可能かつ実効性があるか③学際的であるかの 3 つの審査・選定の観点を考慮し、採択します。

ご提案にあたっては主課題を実現するための課題解決となる 4 つのキーワードから、一つまたは複数を選択しご提案ください。

また、提案するプロジェクト内容については公募要領 3.本事業により期待する成果物（P4 参照）などを参考に構想ください。

また、構想においては以下の視点を意識してください。

①そのプロジェクトが特定分野の研究者目線によってのみ作られ、ひとりよがりの内容にな

っていないか

②技術面の可能性だけではなく、社会に受け入れられる可能性を十分に検討しているか

**質問 18 :**

高齢者が実際の社会活動などのアクティビティに参加する際のハードルには、どのようなものがあるとお考えでしょうか？また、実際に高齢者を上手に社会活動などのアクティビティに参加させることに成功したサービスの事例にはどのようなものがありますでしょうか？

**回答 18 :**

高齢者が社会活動などのアクティビティに参加する際のハードルは、高齢者自身が持てる能力、人生観、健康状態および高齢者を取り巻く社会制度・組織・集団の各階層のそれぞれの目的や状態など、それらが相互の反響により多様であると考えます。

サービス事例については当財団の「健康長寿ネット」に掲載している「地域のあれこれ」をご参考にいただけますと幸いです。

健康長寿ネットの「元気な地域あれこれ」

<https://www.tyojyu.or.jp/net/kaigo-seido/jirei/index.html>

**質問 19 :**

プロジェクトチームの体制について、プロジェクトチームの「プロジェクトマネージャー」と、共同プロジェクトグループ A の「共同プロジェクトグループ A 代表者」を兼ねることは可能でしょうか。有能で是非頼みたい方がおります。ご回答の程よろしくお願い申し上げます。

**回答 19 :**

可能です。プロジェクト体制はプロジェクトリーダーの構想を実現するために必要十分で最適な編成を提案してください。

**質問 20 :**

1. 提案者の要件③にある社会課題解決のための事業・研究として、製造業の研究部門での実績は含まれますか？
2. 審査・選定の観点として「学際的であるか」という項目が挙げられていますが、プロジェクトチームにアカデミア（大学、研究機関等）の参画が必要ということでしょうか？
3. 知的・技術的な資源は、提案者固有のものである必要はありますか？協力者との融合でも可能でしょうか？

**回答 20 :**

1. 提案者の要件③の実績について業種の制限はございません。
2. プロジェクトチームにアカデミアの参画は必須ではありません。審査においてはご提案いただくプロジェクトが特定の学術分野に偏らず、長寿科学・老年学と複数の学術分野を融合しているプロジェクトかどうか、またその体制となっているかを考慮します。

3. 提案様式 1 の 6.Resources はプロジェクト体制全体の資源と考えていただければ結構です。

**質問 2 1 :**

令和 5 年度長生きを喜べる長寿社会実現研究支援の公募について、研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していることを条件とされていますが、具体的にどのコースを推奨されているか、おうかがいできますでしょうか。

FAQ の回答にあるいずれかの事前履修が求められるとの理解にてよろしいでしょうか。

APRIN の場合は、科目が複数ございますので、どちらの科目が推奨かもおうかがいできれば大変助かります。

**回答 2 1 :**

研究倫理教育に関するプログラムについては公募要領 5. (1) (8 ページ) に記載があります。ご参考ください。

<https://www.tyojyu.or.jp/zaidan/koueki1/pdf/new-shien-2-youryou.pdf>

また、ご提案いただくプロジェクトの内容に適した科目やコースを履修ください。

履修内容についても必要と判断されたもので結構です。

また、履修方法に指定はありません。履修対象者の所属する団体で適宜ご対応ください。

また、研究倫理教育に関するプログラムを予め履修することを求めておりますが、提案時に難しい場合は提案様式 4 の 6. 「プロジェクト体制を構成する者の情報」にその旨記載ください。

なお、採択後、助成金交付契約前には履修することが求められます。

**質問 2 2 :**

研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していることとは修了証が必要ですか。

**回答 2 2 :**

研究倫理教育に関するプログラムの履修状況については提案様式 4 「6. プロジェクト体制を構成する者の情報」に記載ください。修了証のご提示は不要です。

## 質疑応答分(6月17日)

### 質問1：

現在、BステージとCステージの間ですが、Bステージで申請して3年間を待たずにCステージに相当する計画実行をする事は可能でしょうか？勿論、Cステージの要件を満足しない場合、次のステージには入れないという前提でOKです。

### 回答1：

はい、可能です。Cステージに移行するための最低必要条件を3年未満で満たす計画でも構いません。

### 質問2：

プロジェクト協力者は、予算枠は無いという理解をしましたが、個別に事業会社が協力相当金をこのプロジェクト予算を申請しないという形であれば、問題無いと考えて良いでしょうか？それとも協力者には、金銭の授受が、このプロジェクト予算と関係なく禁止という事になるのでしょうか？

### 回答2：

プロジェクト協力者に金銭の授受の制限はありません。プロジェクトの目標達成に必要なプロジェクト体制を組成し、プロジェクト計画に最適な助成金の執行計画をご提案ください。なお、共同プロジェクトグループに助成金を配分し、執行する場合は事務処理要領5.に記載の助成金を運営・管理する体制が整っている団体であることが求められます。また、助成金はプロジェクトの遂行に必要な経費として公募要領4.(2)助成金対象経費プロジェクト経費(P7)に記載の費目を支出することが可能です。そのため、プロジェクト協力者に協力相当金に該当する費目としては、「諸謝金」もしくはプロジェクトの一部をさらに第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費として「委託費」として支出することが可能です（原則プロジェクト経費の50%までとします）。